

令和7年度 市民税・県民税 特別徴収のしおり



電子版

目次

1 特別徴収の提出書類ガイド	…… 2頁
2 特別徴収の取扱い/ 住民税の税率と非課税基準/特別徴収税額の納期の特例	…… 3頁
3 退職所得にかかる市民税・県民税の特別徴収/ 届出書にマイナンバー(個人番号)・法人番号の記載が必要です	…… 4頁
4 届出等の様式・記入方法	
様式1 給与所得者異動届出書 【広報ID 1014797】 納税義務者が退職・転勤等した場合	…… 5頁
様式2 特別徴収への切替依頼書 【広報ID 1014796】 新規就業者等で、特別徴収を希望する場合	…… 8頁
様式3 特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書 【広報ID 1014795】 事業所の所在地・名称・電話番号等を変更した場合	…… 11頁
様式4 退職所得にかかる市民税・県民税納入申告書兼納入内訳書 【広報ID 1014791】 退職所得分を納入する場合	…… 13頁
様式5 指定通知書 ゆうちょ銀行各店舗又は郵便局から納入する場合に、ご使用ください。	…… 15頁

特別徴収義務者 様

盛岡市長 内 舘 茂

特別徴収義務者の指定について(通知)

平素は、当市の税務行政につきまして、格別な御協力を賜り厚く感謝申し上げます。

さて、地方税法第41条(個人の道府県民税の賦課徴収)、第321条の4(給与所得に係る特別徴収義務者の指定等)及び第328条の5(特別徴収の手続き)並びに盛岡市市税条例第45条(給与所得に係る特別徴収義務者の指定等)の規定により、令和6年度の市民税・県民税特別徴収義務者に指定しましたので、お取扱いに御留意のうえお取り計らいくださいますようお願いいたします。

様式1 ～ **様式4** は盛岡市公式ホームページにてダウンロードできます。

トップページより各様式の「広報ID」で検索してください。

盛岡市公式ホームページ <http://www.city.morioka.iwate.jp>

本冊子と同じ内容の

「特別徴収のしおり 電子版」もございます。

様式の記入方法等をさらに詳しくお知らせしています。

【広報ID 1017898】で検索してください。

スマートフォン等の方は右のQRコードを御利用ください。



特別徴収の提出書類ガイド

特別徴収の対象者（従業員）について

退職することになった

「特別徴収にかかる給与所得者異動届出書」を提出します。

様式1

5ページ

新たに入社した

「特別徴収への切替依頼書」を提出します。

様式2

9ページ

退職金を支給して住民税を徴収した

「退職所得にかかる市民税・県民税納入申告書」等を提出します。

様式4

17ページ

特別徴収義務者（事業所）について

移転することになった

「特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書」を提出します。

様式3

13ページ

名称が変わった

事業をやめることになった

従業員全員の「特別徴収にかかる給与所得者異動届出書」を提出します。

様式1

5ページ

特別徴収の取扱い

1 特別徴収とは

給与と所得者の市民税・県民税(以下「市・県民税」という。)納税の便宜を図るために地方税法及び市税条例の規定によって、給与所得者が1年間に納付しなければならない市・県民税額の12分の1(6月から翌年5月まで)を毎月の給与と支払われる際に徴収して、事業所ごとに一括して納入していただく制度をいいます。

2 特別徴収義務者とは

給与の支払をする際に所得税を源泉徴収する義務がある事業所等を、市税条例によって特別徴収義務者に指定します。

特別徴収義務者に指定された事業所等は、市から送付された特別徴収税額決定通知書により、納税義務者の毎月の給与から徴収して、翌月の10日までに市に納入する義務を負うことになります。

3 特別徴収される人(納税義務者)

令和7年1月1日現在盛岡市に住所がある方で、現在も引き続き給与の支給を受けている人です。なお、1月2日以後に市外に転出された方についても、令和7年度の市・県民税は当市に納付していただきます。

4 納税義務者への配付

同封の「令和7年度給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額の決定通知書(納税義務者用)」については、各納税義務者にお渡しください。

5 給与と所得以外の所得に対する普通徴収の申し出

納税義務者に給与以外の所得(営業、農業、不動産、配当など)がある場合には、原則として給与と所得に合算して特別徴収をすることになっています。ただし、月割額が給与支給額を上回ってしまうなどやむを得ない事情と認められる場合には、普通徴収とすることができますので、お早めに御連絡ください。

6 月割額の徴収

同封の「令和7年度給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額の決定通知書(特別徴収義務者用)」に各納税義務者の月割額を記載してありますので、毎月の給与(6月から翌年5月まで)から徴収してください。

なお、年税額が5,000円(均等割)以下の場合は、最初の徴収月の給与から全額徴収となります。

7 特別徴収税額の納入について

納入方法

各納税義務者から徴収した月割税額の合計額を納入書によって、21ページ記載の金融機関に翌月の10日までに納入してください。(ただし、10日が金融機関の休業日にあたるときは、翌営業日が納期限となります。)

納期限までに納入しなかった場合

督促手数料 1通につき 100円(督促状が発付された場合)

延滞金 納期限の翌日から納入の日までの期間の日数に応じ、月割税額に定められた割合を乗じて計算した金額。(詳しくは納税課にお問い合わせください。)

納入書の記入のしかた

22ページの納入書記載例を参照してください。

8 特別徴収税額の変更

特別徴収税額の通知後に税額が変更になった場合は、特別徴収税額変更通知書(特別徴収義務者用)を送付しますので、変更通知書に記載されている月割額で徴収してください。同封された特別徴収税額変更通知書(納税義務者用)は、納税義務者にお渡しください。

9 納税義務のない人

障がい者、未成年者(平成19年1月3日以後出生・但し、既婚者を除く。)、ひとり親又は寡婦で、前年中の合計所得金額が135万円以下の人です。

盛岡市公式ホームページにて
詳しい情報を御案内しています。
<http://www.city.morioka.iwate.jp>



広報ID
1000490

住民税の税率と非課税基準

1 税率

均等割 市民税 3,000円 県民税 2,000円

(課税対象者に対して定額)

所得割 市民税 6% 県民税 4%

(課税所得金額に対して定率)

森林環境税 1,000円

(課税対象者に対して定額)

○均等割額について

平成26年度から復興増税により市民税・県民税の均等割がそれぞれ500円増額になっていましたが、令和5年度で終了しました。

○森林環境税について

国では、森林の整備促進のため、令和6年度から「森林環境税」を導入しています。均等割県民税・市民税5,000円に「森林環境税」1,000円が加算されています。

○「いわての森林づくり県民税」について

岩手県では、森林環境保全への利用を目的として、平成18年度から「いわての森林づくり県民税」を導入しています。

均等割県民税の2,000円は、地方税法に規定されている均等割額(1,000円)に「いわての森林づくり県民税」分として、1,000円が加算されています。

2 均等割・所得割の非課税基準

当市では、所得金額が次の計算式により求められる金額以下の場合、均等割額および所得割額が非課税となります。

均等割非課税 315,000円 × 人数(本人+被扶養者) + 100,000円 + 189,000円(被扶養者がいる場合)

所得割非課税 350,000円 × 人数(本人+被扶養者) + 100,000円 + 320,000円(被扶養者がいる場合)

※「所得金額 < 所得控除額」の場合も所得割非課税となります。

※「被扶養者」の人数は、同一生計配偶者と扶養親族の合計人数となります。

3 所得割の調整措置

所得割の非課税基準の金額を若干上回る所得を有する納税義務者の「税引き後所得金額」が、非課税基準の金額を下回らないように税額を減ずる調整措置です。

※ 算出した金額が0円やマイナスになった場合は該当しません。

控除額 350,000円 × 人数(本人+被扶養者) + 100,000円 + 320,000円(被扶養者がいる場合)

ー(総所得金額等ー算出所得割額)

特別徴収税額の納期の特例

1 特別徴収税額の納期の特例とは

特別徴収義務者で次の条件に該当する場合には、毎月納入ではなく年2回で納入することができる制度です。

○ **納期の特例を受けることができる条件**

- ・従業員の数が常時10人未満であること。
- ・住民税の滞納、納入の遅納がないこと。(やむを得ないと認められる場合を除く。)

○ **納期の特例を適用した場合における納期**

- ・前期分(6月分から11月分まで) 12月10日
- ・後期分(12月分から翌年5月分まで) 翌年6月10日

2 手続き方法

「特別徴収税額の納期の特例に関する承認申請書」に必要事項を記入のうえ提出してください。申請書を審査したうえで、後日可否決定通知を送付します。

申請書については、上記の盛岡市公式ホームページにてダウンロードできます。

詳細についても同ホームページを御覧いただくか、市民税第一係(電話 019-613-8496)へお問い合わせください。

盛岡市公式ホームページにて
関連する情報を御案内しています。
<http://www.city.morioka.iwate.jp>



広報ID
1000480

盛岡市公式ホームページにて
関連する情報を御案内しています。
<http://www.city.morioka.iwate.jp>



広報ID
1000491

退職所得にかかる 市民税・県民税の特別徴収

1 特別徴収義務者・納入先

退職所得にかかる市・県民税は、他の所得とは分離して税額を計算し、退職手当等が支払われる際に支払者が特別徴収します。納入先は、1月1日現在(退職した日の属する年)の退職者の住所登録地市区町村となります。

2 課税されない人

死亡退職の場合は、相続税法の規定により相続税の課税対象となりますので、市・県民税は課税されません。
また、1月1日現在(退職した日の属する年)で生活保護を受けていた場合も課税されません。

3 納入方法

納入書により退職手当等が支払われた翌月10日までに納入してください。納入金額を納入書表面「退職所得分」に記入します。

また、特別徴収義務者が法人の場合は、納入書裏面の「市民税・県民税納入申告書」に個人別内訳を含めて必要事項を必ず記入してください。

なお、納入対象者が3人以上の場合は「退職所得にかかる市民税・県民税納入申告書兼納入内訳書」【様式4】に記入して提出してください。

特別徴収義務者が個人事業主の場合は、納入書裏面は記入しないでください。納入対象者が1人のみでも「退職所得にかかる市民税・県民税納入申告書兼納入内訳書」【様式4】に記入のうえ、市民税課に提出してください。

法人の役員等に対して特別徴収を行った場合は、「退職所得の特別徴収票」を納入先市町村に提出する義務があります。

4 税率 退職所得税率 市民税 6% 県民税 4%

5 計算方法

① 対象者の勤続年数から、退職所得控除額を計算します。(勤続年数については、1年未満の端数は切上げします。)

・勤続20年以下 40万円 × 勤続年数(80万円未満は80万円)

・勤続21年以上 800万円 + (70万円 × (勤続年数 - 20年))

※ 障がい者となったことで退職した場合は、100万円を加算。

② 退職所得金額を計算します。

・退職所得 = (退職手当支給額 - 退職所得控除額) ÷ 2 (千円未満切捨て)

※ 特定役員は支給額から控除額を引いた金額が退職所得。

※ 勤続年数5年以下の特定役員以外の対象者で、退職手当支給額-退職所得控除額 > 300万円の場合は、

・退職所得 = 150万円 + (退職手当支給額 - 退職所得控除額 - 300万円)

③ 市民税・県民税それぞれの税額を計算します。

・税額 = 退職所得 × 税率(市民税 6%、県民税 4%) (百円未満切捨て)

6 計算例

設定: 退職金支給額 1,781万8,500円、就職年月日 平成7年3月1日、退職年月日 令和7年3月31日

対象者の勤続年数から、退職所得控除額を計算します。

勤続年数 31年(30年31日 1年未満切上げ)

控除額 800万円 + (70万円 × (31年 - 20年)) = 1,570万円

退職所得金額を計算します。

所得金額 (1,781万8,500円 - 1,570万円) ÷ 2 = 105万9,250円 ≒ 105万9,000円(千円未満切捨て)

市民税・県民税それぞれの税額を計算します。

市民税額 105万9,000円 × 6% = 6万3,540円 ≒ 6万3,500円(百円未満切捨て)

県民税額 105万9,000円 × 4% = 4万2,360円 ≒ 4万2,300円(百円未満切捨て)

退職所得にかかる市・県民税額 **10万5,800円**

市民税額 6万3,500円 + 県民税額 4万2,300円

盛岡市公式ホームページにて
詳しい情報を御案内しています。
<http://www.city.morioka.iwate.jp>



広報ID
1000492

届出書にマイナンバー(個人番号)・ 法人番号の記入が必要です

平成28年1月1日以降に提出される給与所得にかかる特別徴収の申告・届出については、これまでの記入内容に加えて、特別徴収義務者の法人番号、又は個人事業主の方の個人番号及び従業員の方等の個人番号を記入していただく手続きとなっています。

1 個人事業主の方が個人番号を、法人の事業所が法人番号を記入する手続(様式)

様式1 特別徴収にかかる給与所得者異動届出書

給与支払報告書にかかる給与所得者異動届出書

様式4 退職所得にかかる市民税・県民税納入申告書兼納入内訳書

【退職所得特別徴収個人別内訳】

個人番号

法人番号

2 法人の事業所が法人番号を記入する手続(様式) ※個人事業主の方の個人番号記入は不要です。

様式2 特別徴収への切替依頼書

様式3 特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書

法人番号

3 個人事業主のマイナンバー(個人番号)及び身元の確認

個人事業主の方が市に個人番号を記入した申告書(申請書)を提出する際には、確認書類の提示又は写しを添付して頂きます。

《本人確認を行うときに使用する書類の例》

○ 個人番号カード(番号確認と身元確認)

○ 通知カード(番号確認) + 運転免許証若しくはパスポート(身元確認)

身元確認で健康保険の被保険者証等顔写真が無いもの場合は、被保険者証の外に1通が必要となる場合があります。

通知カードとは、市区町村から郵送されたもので、本人氏名・住所・性別・個人番号が記載されたカードです。

個人番号カードとは、本人が市区町村に交付申請を行い、通知カードと引換えに交付されます。本人の顔写真が表示されます。

4 従業員の個人番号及び身元の確認

事業所においても従業員の個人番号及び身元の確認が必要です。

従業員については、事業所で本人確認(番号確認+身元確認)をする必要があります。

5 法人番号とは

法人番号は、国税庁長官が1法人に1つ指定した13桁の番号で、広く一般に公表され、誰でも自由に利用する事ができます。

通知対象 株式会社等の設立登記法人、国の機関、地方公共団体、その他の法人や団体

通知先等 平成27年10月以降に、登記上の本店又は主たる事務所の所在地に郵送により通知されています。

公表内容 法人等の名称、所在地、法人番号がインターネットで公表されています。

国税庁法人番号公表サイト <https://www.houjin-bangou.nta.go.jp>

様式1

特別徴収にかかる給与所得者異動届出書

個人番号

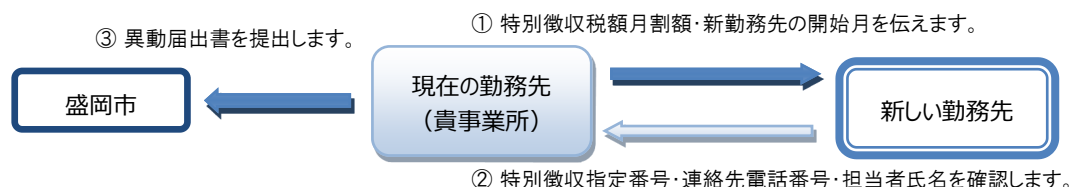
法人番号

納税義務者が退職・転勤等の理由により給与の支払を受けなくなった場合には、「特別徴収にかかる給与所得者異動届出書」を
異動が発生した翌月の10日までに必ず提出してください。

異動届出書の提出が遅れますと、納入額と通知月割額が一致しないために特別徴収義務者あてに督促状が発付されたり滞納処分を受けたりする場合があります。また、未徴収税額が納税義務者にまとまって請求されて大きな負担にもなりますので、速やかに提出していただきますよう特に御注意ください。

○ 転勤(特別徴収を引き続き別の給与支払者が実施)の場合

転勤の場合は、未徴収税額について新しい勤務先で引き続き特別徴収していただくために、新しい勤務先に特別徴収すべき月割額を連絡のうえ、「給与所得者異動届出書」のA欄に記入する特別徴収指定番号・連絡先電話番号・担当者氏名を確認してください。必要事項の記入ができましたら、現在の勤務先(貴事業所)が提出してください。



○ 退職の場合

6月から12月末までの間に退職する納税義務者から一括徴収の申し出があった場合は、未徴収税額を特別徴収義務者が一括徴収して納入することができます。

なお、翌年1月1日以後は申し出がなくても、未徴収税額を一括徴収することが義務付けられています。

退職により徴収されない月割額(未徴収税額)は、納税義務者本人に普通徴収の方法で納付していただきます。

○ 死亡退職の場合

死亡退職の場合は、未徴収税額が相続人に承継されることになります。「給与所得者異動届出書」のC欄を必ず記入してください。

7ページの様式をコピーのうえお使いください。
盛岡市公式ホームページよりダウンロードもできます。



広報ID
1014797

様式の郵送を希望される場合は、
市民税課市民税第一係へ連絡してください。

異動届出書による 普通徴収への変更後の納期について

特別徴収にかかる給与所得者異動届出書を提出し普通徴収とした場合、次の表の締切日までに届いた分について、退職した納税義務者へ次の各納期で納税通知書を送付します。

締切日	納期(各月末)				
5月10日	6月	8月	10月	1月	
7月10日		8月	10月	1月	
9月10日			10月	1月	
12月10日				1月	

給与支払報告書にかかる給与所得者異動届出書 ※「特別徴収にかかる給与所得者異動届出書」と同一様式

給与支払報告書を当市に提出された後、特別徴収税額決定通知書が送付される前に、受給者が退職等により給与の支払を受けなくなった場合は提出してください。

4月10日までに提出された分については、5月に送付する年度当初の特別徴収税額決定通知書に反映されます。

4月11日以降に提出された場合は、年度当初の特別徴収税額決定通知書に反映されません。その場合は、6月以降の特別徴収税額変更通知書でお知らせします。

特別徴収(給与支払報告書)にかかる給与所得者異動届出書 記入方法

1

支払者（特別徴収義務者）について記入します。

記入例

1 岩手県 盛岡市長 あて 令和 7年10月3日提出		所在地 〒020-8530 盛岡市内丸12番2号	特別徴収義務者 氏名 株式会社内丸商事 個人番号 又は法人番号 1234567890123	年度 ① 現年度 2. 新年度 3. 両年度	特別徴収義務者 番号 300001	所属 氏名 都南 花子 電話 019-651-4111 内線 ()
----------------------------------	--	--------------------------------	--	---------------------------	-------------------------	---

- 特別徴収義務者指定番号を記入します。
指定番号…特別徴収税額通知書に記載されている番号
- 支払者（特別徴収義務者）について、次の事項を記入します。
所在地（住所）、名称（氏名）、法人番号（個人番号）
- 連絡者（本届出について担当する方）について、次の事項を記入します。
所属、氏名、電話番号

2

異動する給与所得者（納税義務者）、異動の事由及び未徴収税額の徴収方法を記入します。

記入例

2 フリガナ モリオカ ジロウ	氏名 盛岡 次郎 新姓 ()	生年月日 昭和40年 10月 23日	個人番号 123456789012	特別徴収 宛番号 15	1月1日 現在の住所 盛岡市内丸12番2号	異動後の 住所	(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)	異動 年月日	異動の 事由	異動後の未徴収 税額の徴収方法
							120,000 円	6月 9月まで	10月 5月まで	令和7年 9月 29日	1. 特別徴収継続 ⇒ ① 2. 一括徴収 ⇒ ② 3. 普通徴収 (本人・配偶者) ⇒ ③	3 1. 特別徴収継続 ⇒ ① 2. 一括徴収 ⇒ ② 3. 普通徴収 (本人・配偶者) ⇒ ③

- 特別徴収宛番号を記入します。
宛番号…特別徴収税額通知書に記載されている給与所得者（納税義務者）ごとの番号
- 給与所得者（納税義務者）について、1月1日時点の状況で記入します。
氏名、生年月日、個人番号、住所
※ 1月1日以降に婚姻等で姓が変わった場合は、新しい姓を（ ）内に記入します。
- 徴収状況について記入します。
(ア) 特別徴収税額…特別徴収税額通知書に記載された年税額を記入します。
(イ) 徴収済額…徴収した月と税額を記入します。
(ウ) 未徴収税額…徴収していない月と(ア)から(イ)を差し引いた金額を記入します。
- 異動した（特別徴収しなくなった）年月日を記入します。
- 異動の事由で当てはまる番号を記入します。
その他の欄は1～6に当てはまらない事由のときに使用し、理由も記入してください。
- 異動後の未徴収税額の徴収方法について、当てはまる方法を記入します。
(1) 特別徴収継続を希望する場合には、枠内に「1」と番号を記入するとともに「① 徴収継続の場合」欄に必要事項を記載して下さい。
(2) 一括徴収する場合には、枠内に「2」と番号を記入するとともに、「② 一括徴収の場合」欄に必要事項を記入して下さい。
(3) (1)又は(2)に該当しない場合には、枠内に「3」と番号を記入するとともに、「③ 普通徴収の場合」欄に、必要事項を記入して下さい。いずれの記入もない場合は、普通徴収を選択したものとみなします。

A

未徴収税額の徴収方法が特別徴収継続の場合

記入例

A 特別徴収継続の場合		特別徴収義務者 指定番号 300002	法人番号 1234567890123	新しい勤務先へは、月割額 10,000 円を 徴収し、納入するよう連絡済みです。
1 新 規 に 対 し て 異 動 届 出 書 を 記 入 す	所在地 〒020-8530 盛岡市内丸12番2号	担当 氏名 人事課 玉山 一郎	所属 氏名 玉山 一郎	受給者番号
2 既 存 の 異 動 届 出 書 を 記 入 す	フリガナ 株式会社外丸産業	連絡 電話 019-651-4111 内線 ()	電話 019-651-4111 内線 ()	納入書の票面 (受給者番号の右側に記載)

新しい勤務先に必ず連絡を取り、新しい勤務先より「特別徴収義務者指定番号」、「連絡先電話番号」、「担当者氏名」を確認し記入してください。また、次回徴収分以降の月割税額と徴収開始月（徴収終了月の翌月）をお伝えください。

B

未徴収税額の徴収方法が一括徴収の場合

記入例

B 一括徴収の場合	徴収予定日	徴収予定額 (上記(ウ)と同額)	左記の一括徴収した税額は、 11 月分(翌月10日納入期限分)で 納入します。
1 理由 1. 異動が令和 7年12月31日までで、一括徴収の申出があったため 2. 異動が令和 7年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため	10月27日	80,000 円	

一括徴収分を納入する月を必ず記入してください。翌年1月1日以後に異動（新勤務先での特別徴収継続は除く。）する方で未徴収税額がある場合は、一括徴収することが義務づけられています。一括徴収する場合は、該当理由を○で囲んでください。

C

未徴収税額の徴収方法が普通徴収の場合

記入例

C 普通徴収の場合	理由 1. 異動が令和 7年12月31日までで、一括徴収の申出がないため 2. 令和 7年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため 3. 死亡による退職であるため (相続人氏名 住所 電話番号)
-----------	---

未徴収税額を普通徴収とする理由を欄内から選び、該当する番号を枠内に記入して下さい。

死亡により退職した場合の未徴収税額は、相続人の方が支払うことになりますので、相続人の方について記入してください。(相続人の方が確定していない場合は、給与や退職手当を受け取る方等を記入してください。)

年 度	1. 現年度	2. 新年度	3. 両年度
-----	--------	--------	--------

様式は 盛岡市公式ホームページ より

給与所得者異動届出書【広報ID 1014797】

をダウンロードのうえ、御利用下さい。

理由		1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため 2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額（ウ）以下であるため 3. 死亡による退職であるため	※盛岡市記入欄 事務連絡 電話 文書 不要 イメージのみ	年度	入力	点検	
				年度	入力	点検	受付
				年度	入力	点検	
				年度	入力	点検	

様式2

特別徴収への切替依頼書

法人番号

新規採用者等から、特別徴収への切替希望の申し出があった場合には、「特別徴収への切替依頼書」を提出してください。

記入の前に普通徴収の納税通知書の有無を御確認ください。

切替依頼書提出時に普通徴収の納期限が過ぎた分については、特別徴収に切り替えることができませんので御了承ください。

納税通知書が無い場合は、分かる項目を記入してください。

11ページの様式をコピーのうえお使いください。
盛岡市公式ホームページよりダウンロードもできます。



広報ID
1014796

様式の郵送を希望される場合は、
市民税課市民税第一係へ連絡してください。

○ 切替依頼書により変更ができる普通徴収の納期について

特別徴収への切替依頼書が、右の表の締切日（普通徴収の納期限）までに提出された分については、対応する普通徴収の納期分の税額を特別徴収へ切り替えることが出来ます。

納期限を過ぎた普通徴収分については、御本人に納付していただくようお願いください。

なお、2月以降に送付された納税通知書の場合は、送付月の月末が納期限となっていますので、納期限までに提出された分については、特別徴収への切り替えが可能です。

締切日	切替可能な納期			
6月30日	1期	2期	3期	4期
9月1日		2期	3期	4期
10月31日			3期	4期
2月2日				4期

○ 特別徴収の開始月について

特別徴収を開始する月は、給与事務の状況に応じて指定してください。

当市では、特別徴収への切替依頼書に記載された徴収開始月から特別徴収を開始します。

下の表のとおり、上段の締切日までに届いた切替依頼書について、下段の通知発送日に特別徴収税額通知書を送付します。

特別徴収税額通知書の到着を受けて徴収を開始する場合は、徴収開始月を余裕をもって設定してください。

なお、通知発送日以前から徴収開始を希望される場合は、文書または電話にて、予定の月割税額をお知らせすることができますので、確認事項欄に記入してください。

切替依頼書の提出締切日と通知書発送の日程（令和7年度分）

締切日	5月10日	6月10日	7月10日	8月12日	9月10日	10月10日	11月10日	12月10日	1月13日	2月10日
通知発送日	6月10日	7月11日	8月12日	9月10日	10月10日	11月12日	12月10日	1月13日	2月12日	3月12日

特別徴収への切替依頼書 記入方法

1

支払者（特別徴収義務者）について記入します

記入例

1	姓 名	岩手県 盛岡市長あて	所在地 (住所)	〒020-8530 盛岡市内丸12番2号	連絡先	所属	総務課
	印 度	令和 7年10月3日 提出	フリガナ	株式会社内丸商事	氏名	都南 花子	
	特別徴収義務者 指定番号	300001	代表者 氏 名	盛岡 太郎	電話番号	019-3651-4111	
			法人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3			

- 1 特別徴収義務者指定番号を記入します。
指定番号 … 特別徴収税額通知書に記載されている番号
- 2 支払者（特別徴収義務者）について次の事項を記入します。
所在地（住所）、名称（氏名）、法人番号（個人番号）
- 3 連絡者（本届出について担当する方）について、次の事項を記入します。
所属、氏名、電話番号

2

特別徴収を行う給与所得者（納税義務者）について記入します

記入例

2	フリガナ	モリオカ ジロウ	異動年月日	令和 7年8月1日	(ア) 納税通知書税額	120,000 円
	氏 名	盛岡 次郎	異動の事由	① 入 社	(イ) 納付済額	第 2 期分まで
	生年月日	大 ⑥ 平 60年10月23日	理由	2 復 職		60,000 円
	住 所	盛岡市内丸12番2号	3 本人希望	(ウ) 未納付額 (特別徴収切替額) (ア)ー(イ)		60,000 円
	通知書番号	98765432	住民税の特別徴収について	10 月分(11 月 11 日納期限分)より徴収を希望します。		
	口座振替該当	有・⑤				

- 1 給与所得者（納税義務者）について、1月1日時点の状況で記入します。
氏名、生年月日、住所
※1月1日以降に婚姻等で姓が変わった場合は、新しい姓を（ ）内に記入します。
- 2 異動の事由を記入します。
その他の欄は1～3に当てはまらない事由のときに使用し、理由も記入してください。
- 3 特別徴収の開始を希望する月を記入します。
誤りの防止のため、開始を希望する月とその月の納期限を記入してください。

ここからは、納税義務者に納税通知書が送付されている場合に記入してください。

- 4 納税通知書に記載されている納税通知書課税番号を記入します。
口座振替用の納税通知書が送付されている場合は、口座振替該当を「有」とします。
- 5 納税通知書税額等について記入します。
(ア) 納税通知書税額 … 納税通知書に記載された年税額を記入します。
(イ) 納付済額 … 納付済の期と納付済の税額を記入します。
(ウ) 未徴収税額 … (ア) から (イ) を差し引いた金額を記入します。

3

特別徴収についての確認事項を記入します

記入例

3	盛岡市が作成している特別徴収用納入書を納入の際に使用しない場合は○で囲んでください。	納入書不要
	金融機関等が実施している地方税納入サービス等を利用しているため、盛岡市作成の納入書用紙が不要である場合に○を付けてください。	
	給与からの天引き額について、事前に連絡を希望する場合は次の欄を記入してください。	
確認事項	税額決定(変更)通知については、盛岡市受理後、最大2か月程度期間が開く場合があります。事前に電話または文書での連絡を希望される場合は徴収開始月の給与事務に間に合う連絡希望日を記入してください。 本書到達日より連絡希望日より前に連絡できない場合がございますので、余裕をもって御提出ください。	11月11日までに 電話 文書 にて連絡希望

- 1 盛岡市が作成している特別徴収用納入書を納入の際に使用しない場合は「納入書不要」の文字を○で囲んでください。
金融機関等が実施している地方税納入サービス等を利用しているため、盛岡市作成の納入書用紙が不要である場合に選択して下さい。
地方税納入サービスについては、金融機関が実施しています。サービス内容については、金融機関等へお問い合わせください。
- 2 給与からの天引き額について事前に連絡を希望する場合は、希望日を記入してください。
特別徴収税額通知書の送付については、盛岡市受理後、最大2か月程度期間が開く場合があります。事前に電話又は文書での連絡を希望される場合は、徴収開始月の給与事務に間に合う日付を記入してください。
本書到達日より連絡希望日より前に連絡できない場合がございますので、余裕をもって御提出ください。

特別徴収への切替依頼書

様式 2

1	岩手県 盛岡市長あて 令和 年 月 日 提出	支 払 者 (特別徴収義務者)	所在地 (住所)	〒										連絡者	
	フリガナ												所属		
	名称 または 氏名												氏名		
	代表者 氏名												電話番号	() -	
	特別徴収義務者 指定番号												法人番号		

2	フリガナ		異動 年月日	令和 年 月 日	(ア)	
---	------	--	-----------	----------	-----	--

様式は 盛岡市公式ホームページ より

特別徴収への切替依頼書【広報ID 1014796】

をダウンロードのうえ、御利用下さい。

3 確認事項	盛岡市が作成している特別徴収用納入書を納入の際に使用しない場合は○で囲んでください。	納入書不要
	金融機関等で実施している地方税納入サービス等を利用しているため、盛岡市作成の納入書用紙が不要である場合に○を付けてください。	
	給与からの天引き額について、事前に連絡を希望する場合は次の欄を記入してください。	月 日 までに 電話 文書 にて連絡希望

特別徴収税額通知書については、盛岡市受理後、最大2か月程度期間が開く場合があります。事前に電話又は文書での連絡を希望される場合は、徴収開始月の給与事務間に合う連絡希望日を記入してください。
本書到達日によっては、連絡希望日までに連絡できない場合がございますので、余裕をもって御提出ください。

※

月		円
月～		円
受付	入力	点検
納入書	要 ・ 不要	
連絡等	電話 ・ 文書	

盛岡市記入欄

特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書

法人番号

特別徴収義務者の所在地又は名称、連絡先電話番号に変更があった場合には、「特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書」を提出してください。

特別徴収義務者が合併等により消滅する場合は、この様式を使用せず、給与所得者異動届出書【様式1】を新会社への「転勤」という形で提出してください。

15ページの様式をコピーのうえお使いください。
盛岡市公式ホームページよりダウンロードもできま
す。



広報ID
1014795

様式の郵送を希望される場合は、
市民税課市民税第一係へ連絡してください。

記入方法

1

支払者（特別徴収義務者）について記入します

記入例

1	岩手県 盛岡市長あて 令和7年10月3日提出	支店名 本店名 支店名 代表者氏名 法人番号	〒020-8530 盛岡市内丸12番2号 株式会社内丸物産 盛岡 太郎	連絡先 所属 氏名 電話番号	総務課 都南 花子 019-651-4111
特別印刷番号 印字番号	300001				

- 1 **特別徴収義務者指定番号を記入します。**
指定番号 … 特別徴収税額通知書に記載されている番号
- 2 **支払者（特別徴収義務者）について次の事項を記入します。**
所在地（住所）、名称（氏名）、法人番号
※ 変更前の状況について記入してください。
- 3 **連絡者（本届出について担当する方）について、次の事項を記入します。**
所属、氏名、電話番号

2

変更となった理由等について記入します

記入例

2 変更理由等	変更理由 ※1. 変更の理由を記入してください(※2参照)		3 下記に記入する項目				
	1 所在地変更	A					D
	2 名称変更	B					
	3 送付先の設定・変更			C	D		
	4 個人事業主が個人となった 場合	A	B	C	D	E	
	5 個人事業主の変更	A	B	C	D		
	6 その他 理由	内容に際し記入して下さい					
	変更年月日		令和 6 年 10 月 16 日				

- 1 変更の理由で当てはまる番号すべてに○印をつけます。**
その他の欄は1～5に当てはまらない事由のときに使用し、理由も記入してください。
- 2 当てはまる変更事由の番号に○印をつけます。**
変更事由は、次に当てはまる場合すべてに記入してください。
- 1 所在地変更 … 事業所の所在地を変更した場合
- 2 名称変更 … 個人事業の屋号又は法人名を変更した場合
- 3 送付先の設定・変更 … 特別徴収関係書類を事業所の所在地以外の場所に送付を希望する場合
- 4 個人事業から法人となった（法人成り） … 個人事業から法人に事業を承継した場合
- 5 個人事業主の変更 … 個人事業の代表者を変更した場合
- 3 変更年月日を記入します。**
項目により変更日が異なる場合は、一番最近の変更年月日を記入してください。

3

変更となった事項を記入します

記入例

3	個人事業主の場合	法人事業所の場合	変更後の内容 ※変更しない場合は記入する必要はありません
A	個人事業主は 住民票上の住所	事業所の所在地	〒020-8530 盛岡市内丸12番2号 ワチマルホールディングス
B	屋号及び 個人事業主氏名	法人(事業所)の名称	株式会社丸ホールディングス
C	特別徴収 関係書類の 送付先	特別徴収 関係書類の 送付先	〒
D	連絡先 電話番号	連絡先 電話番号	019-651-4111
E	(記入不要)	法人番号	

- 1 **当てはまる変更事由に対応する記入項目（A～E）を確認します。**
特別徴収義務者が個人事業主の場合と法人事業所の場合で記入する内容が異なります。様式の項目を確認し、記入してください。
- 項目C「特別徴収関係書類の送付先」は、事業所所在地（個人事業主の住所地）に送付を希望する場合は記入不要です。特別徴収事務を行う場所が事業所の所在地と異なる場合のみ記入してください。

特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書

様式 3

1	岩手県 盛岡市長あて 令和 年 月 日 提出	支 払 者 (特別徴収義務者)	所在地 (住所)	〒												連絡者	
			フリガナ													所属	
			名称 または 氏名													氏名	
			代表者 氏名													電話番号 () -	
特別徴収義務者 指定番号			法人番号														

様式は 盛岡市公式ホームページ より

特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書【広報ID 1014795】

をダウンロードのうえ、御利用下さい。

- 1 所在地・方書・名称、氏名には、誤読を避けるために必ずフリガナを記入してください。
2 支払者（特別徴収義務者）の法人番号を記入してください。
3 支払者（特別徴収義務者）が個人事業主の場合、法人番号の記入は不要です。

	関係書類の 送付先	関係書類の 送付先	
D	連絡先 電話番号	連絡先 電話番号	
E	（記入不要）	法人番号	

※ 盛岡市記入欄

他課連絡	資料入力	点検

様式4

退職所得にかかる市民税・県民税納入申告書兼納入内訳書 【退職所得特別徴収個人別内訳】

退職所得にかかる市・県民税は、他の所得とは分離して税額を計算し、退職手当等が支払われる際に支払者が特別徴収を行います。
本書は、退職所得にかかる特別徴収を実施した場合に提出します。
特別徴収義務者が法人と個人事業主とでは、手続きに違いがありますので注意してください。

個人番号

法人番号

19ページの様式をコピーのうえお使いください。
盛岡市公式ホームページよりダウンロードもできます。



広報ID
1014791

様式の郵送を希望される場合は、
市民税課市民税第一係へ連絡してください。

記入例（法人の事業所が納入内訳書として提出する場合）

☐ 退職所得にかかる市民税・県民税納入申告書兼納入内訳書（特別徴収義務者が個人事業主の場合） 地方税法第50条の5及び第328条の5第2項の規定により、下記のとおり分離課税に係る所得割の納入について申告します。										様式 4	
☒ 退職所得にかかる市民税・県民税納入内訳書（特別徴収義務者が個人事業主以外の場合）											
岩手県 盛岡市長あて 令和7年10月3日提出		支 払 者 （ 特 別 徴 収 義 務 者 ）	所在地 （住所） 〒020-8530 盛岡市内丸12番2号	連絡者							
			フリガナ	所属	人事課						
			名称 または 氏名	氏名		玉山 太郎					
			代表者 氏名	電話番号		(019) 651-0000					
特別徴収義務者 指定番号		400001		法人番号または 個人番号		1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3					
令和 7年 10月 分	納入 年月日	令和 7年 10月 10日	退職手当等 支払金額計	57,888,500 円		納入 税額	1,049,300 円		報告 人員	3 人	
【退職所得特別徴収個人別内訳】											
氏 名	1月1日現在の住所	勤続年数	退職手当等支払額	特別徴収税額		摘 要					
盛岡 一郎	盛岡市 西松園二丁目180番10号	32年 3 ヵ月	23,818,500 円	市民税	201,500 円						
				県民税	134,300 円						
				合 計	335,800 円						
渋民 三郎	盛岡市 渋民770番地10	18年 6 ヵ月	15,420,000 円	市民税	234,600 円						
				県民税	156,400 円						
				合 計	391,000 円						
都南 花子	盛岡市 津志田140地割370番地	25年 9 ヵ月	18,650,000 円	市民税	193,500 円						
				県民税	129,000 円						
				合 計	322,500 円						
	盛岡市	年 ヵ月	円	市民税	円						
				県民税	円						
				合 計	円						
	盛岡市	年 ヵ月	円	市民税	円						
				県民税	円						
				合 計	円						

1 支払者（特別徴収義務者）が個人事業主の場合は、提出の際に「個人番号の記入」と併せて「個人番号が確認できる証明書」と及び「身元確認書類」が必要です。
2 上記に該当し郵送により提出する場合は、各書類の写しを必ず添付してください。

○ 法人

退職手当等に対する所得割額の納入がある場合は、納入書の裏面「市民税・県民税納入申告書」に必要事項を必ず記入してください。
「市民税・県民税納入申告書」下段の「退職所得特別徴収個人別内訳書」についても必要事項を必ず記入してください。

・退職手当等に対する所得割額の納入人員が2人以下の場合

本様式は使用せず、納入書の裏面に記入してください。

・退職手当等に対する所得割額の納入人員が3人以上の場合

本様式を「退職所得にかかる市民税・県民税納入内訳書」として記入のうえ、提出して下さい。

○ 個人事業主

退職手当等に対する所得割額の納入がある場合は、納入書の表面「納入金額」の「退職所得分」の欄に納入する金額を記入しますが、**納入書の裏面「市民税・県民税納入申告書」は、記入しないでください。**
「市民税・県民税納入申告書」については、本様式に記入のうえ、市民税課に提出してください。

盛岡市公式ホームページにて
詳しい情報を御案内しています。
<http://www.city.morioka.iwate.jp>



広報ID
1000492

☐ 退職所得にかかる市民税・県民税納入申告書兼納入内訳書 (特別徴収義務者が個人事業主の場合)

地方税法第50条の5及び第328条の5第2項の規定により、下記のとおり分離課税に係る所得割の納入について申告します。

☐ 退職所得にかかる市民税・県民税納入内訳書 (特別徴収義務者が個人事業主以外の場合)

様式 4

岩手県 盛岡市長あて 令和 年 月 日 提出		支 払 者 (特別徴収義務者)	所在地 (住所)	〒												連絡者	
			フリガナ													所属	
			名称 または 氏名													氏名	
			代表者 氏名													電話番号	() -
特別徴収義務者 指定番号		法人番号または 個人番号															

様式は 盛岡市公式ホームページ より

退職所得にかかる市民税・県民税納入申告書兼納入内訳書

【広報ID 1014791】 をダウンロードのうえ、御利用下さい。

		年	ヵ月	円	市民税	円	
					県民税	円	
					合 計	円	
	盛岡市	年	ヵ月	円	市民税	円	
					県民税	円	
					合 計	円	
	盛岡市	年	ヵ月	円	市民税	円	
					県民税	円	
					合 計	円	

1 支払者(特別徴収義務者)が個人事業主の場合は、提出の際に「個人番号の記入」と併せて「個人番号が確認できる証明書類」及び「身元確認書類」が必要です。

2 上記に該当し郵送により提出する場合は、各書類の写しを必ず添付してください。

様式5

ゆうちょ銀行（郵便局）の指定について

特別徴収税額の納入にゆうちょ銀行の各店舗又は郵便局を利用される場合は、当市の金融機関として指定しなければなりませんので、右の「指定通知書」に日付と利用されるゆうちょ銀行の店名又は郵便局の局名を記入し、初回納入時に、そのゆうちょ銀行又は郵便局の窓口に提出してください。

なお、前年度に利用された指定店舗及び郵便局を引き続き利用する場合は、提出の必要はありません。

様式は 盛岡市公式ホームページ でのダウンロードはできません。

盛岡市 財政部 市民税課 市民税第一係 へ

御連絡ください。様式を送付致します。

特別徴収の税額・手続きのお問い合わせは

盛岡市 財政部 市民税課 市民税第一係

所在地 〒020-8530 岩手県盛岡市内丸12番2号

電話 019-613-8496（直通）

電子メール siminzei@city.morioka.iwate.jp

徴収税額の決定に関することや異動届出書等の提出については、
こちらへお問い合わせください。

納入のお問い合わせ・御相談は

盛岡市 財政部 納税課 換価諸税班

電話 019-613-8466（直通）

納入に関する御相談については、こちらへ御連絡下さい。

納入書の記入・還付のお問い合わせは

盛岡市 財政部 納税課 収納管理班

電話 019-613-8461（直通）

特別徴収実施の際は、特別徴収税額通知書の金額等を御確認ください。
記入誤りや還付については、こちらへお問い合わせください。

電子納税が便利です

全国すべての都道府県・市区町村に対し、個人住民税の電子納税がエルタックスで
できます。

詳しくは、エルタックスホームページ <https://www.eltax.lta.go.jp> を御確認
ください。

○ エルタックスお問合わせ窓口

電話番号 0570-081-459

受付日時 月～金曜日（祝祭日、年末年始は除く） 9：00～17：00